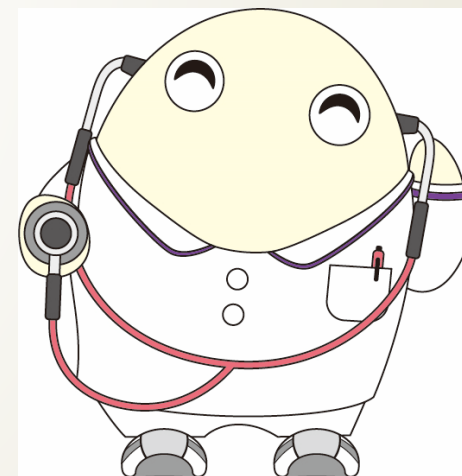


災害支援ナース派遣に関する協定締結説明会

令和6年6月27日

京都府健康福祉部 医療課



目次

- 京都府健康福祉部医療課長挨拶

- 説明

- (1) 災害支援ナースについて

- (2) 京都府災害支援ナースの派遣に関する協定書について

- (3) 京都府災害支援ナース派遣要綱及び実施要領について

- (4) 災害支援ナース養成研修について※京都府看護協会

- 質疑応答

【参加者へのお願い】

質疑応答の際のご発言のとき以外は画面をオフにして、マイクをミュートにしてください。



災害支援ナースについて

災害支援ナースとは

- 地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（看護支援活動）を行う看護職員のこと。

※令和6年4月1日施行「災害支援ナース活動要領」より抜粋

- 令和6年能登半島地震では、京都府看護協会より、延べ37名の災害支援ナースを派遣。

新たな災害支援ナースに関するお知らせ

- 令和6年4月に改正医療法・改正感染症法が施行。
- 「災害支援ナース」が「DMAT・DPAT」と同様に、行政が養成・登録する「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられた。
- これまで看護協会及び都道府県看護協会が養成してきた災害支援ナース（ボランティア）は、令和5年度をもって終了する。

※説明上「災害支援ナース」を次のとおり定義する

令和6年3月まで	令和6年4月以降
旧・災害支援ナース	新・災害支援ナース

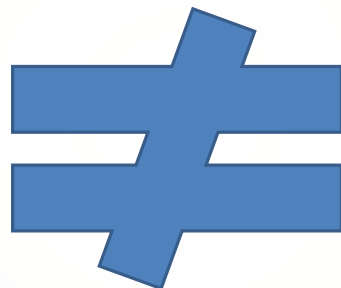
新たな災害支援ナースに関するお知らせ

令和6年3月まで



看護師

旧・災害支援ナース 123名



令和6年4月以降



医療機関等に所属する看護師

新・災害支援ナース



令和6年4月以降、「災害支援ナース」という名称は同じだが、別なものとなる

令和6年3月までの災害支援ナース ※旧・災害支援ナース

- 災害発生時における看護ニーズに迅速に対応できるよう、**日本看護協会及び都道府県看護協会において養成。**

(令和4年度までの京都府の災害支援ナースの登録者数は**123名であったが令和5年度をもって終了となる**)

- 主な活動内容
 - ・ 被災した医療関係における看護業務
 - ・ 避難所の環境整備や感染症対策
 - ・ 避難所における心身の体調不良者に対する受信支援、医療チームへの橋渡し救急搬送等



日本看護協会の活動として、法令等の根拠がなく、ボランティア活動と位置付けられ、手当が支給されない、事故補償が曖昧である等の課題があり、活動が不安定であるととともに、活動参加の制約になっていた。

新制度（令和6年4月から）の災害支援ナース

※新・災害支援ナース

- 令和6年度以降、災害支援ナース（災害・新興感染症対応）の養成はDMATやDPATと同様に、厚生労働省が実施する。

（令和5年度からの養成研修では京都府では71名（28機関）が受講済みである）

- 改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」として、都道府県と医療機関等※との協定に基づく業務と位置付けられる。

※災害支援ナースが所属する施設（災害拠点病院をはじめとし、診療所や訪問看護ステーション等も含む府内すべての施設が対象）

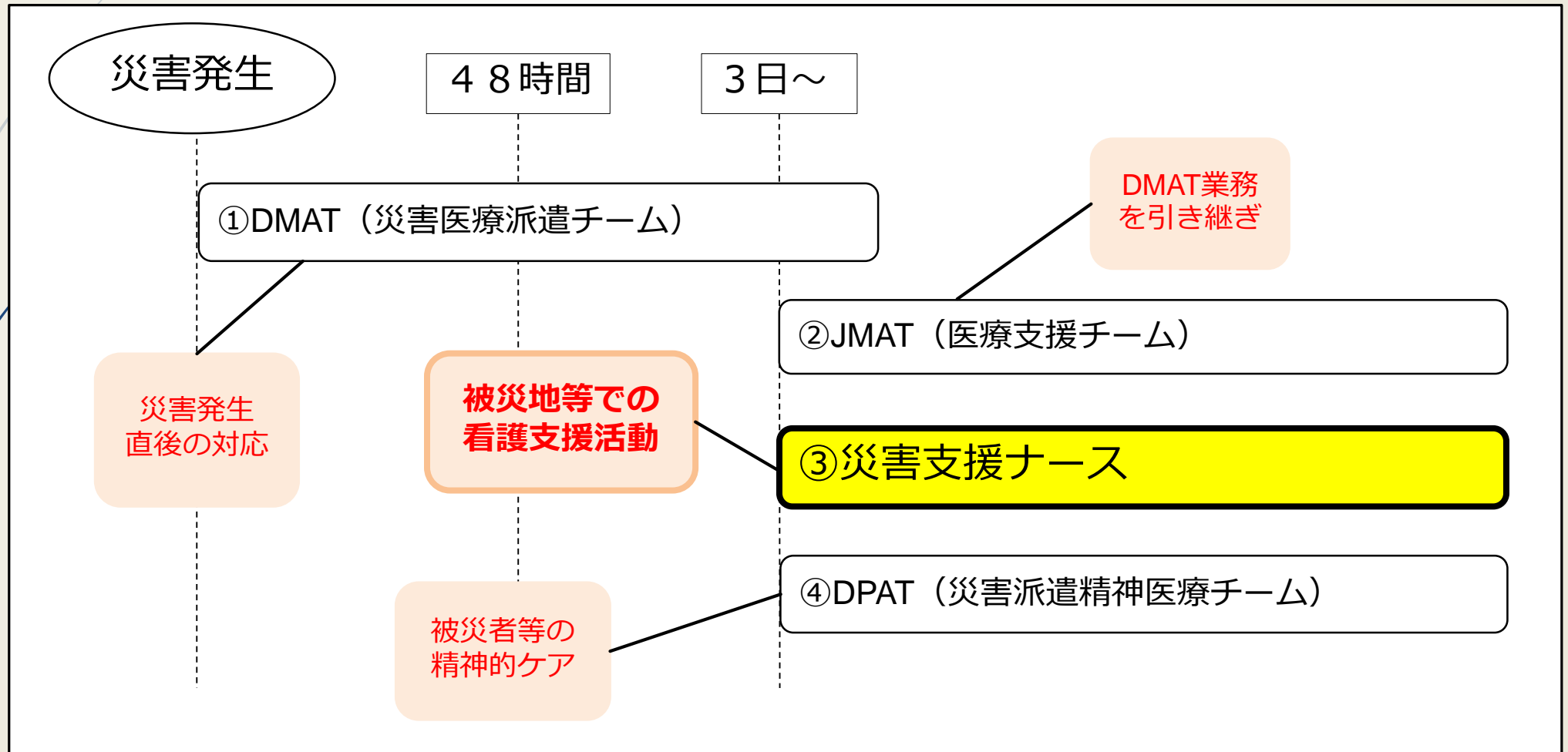


災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る実費は公的に負担され、災害支援ナースに係る業務は「医療機関における業務」として、安定的かつ安心して実施できる環境として整備される。

役割について

【イメージ図】

※状況によって異なる場合あり

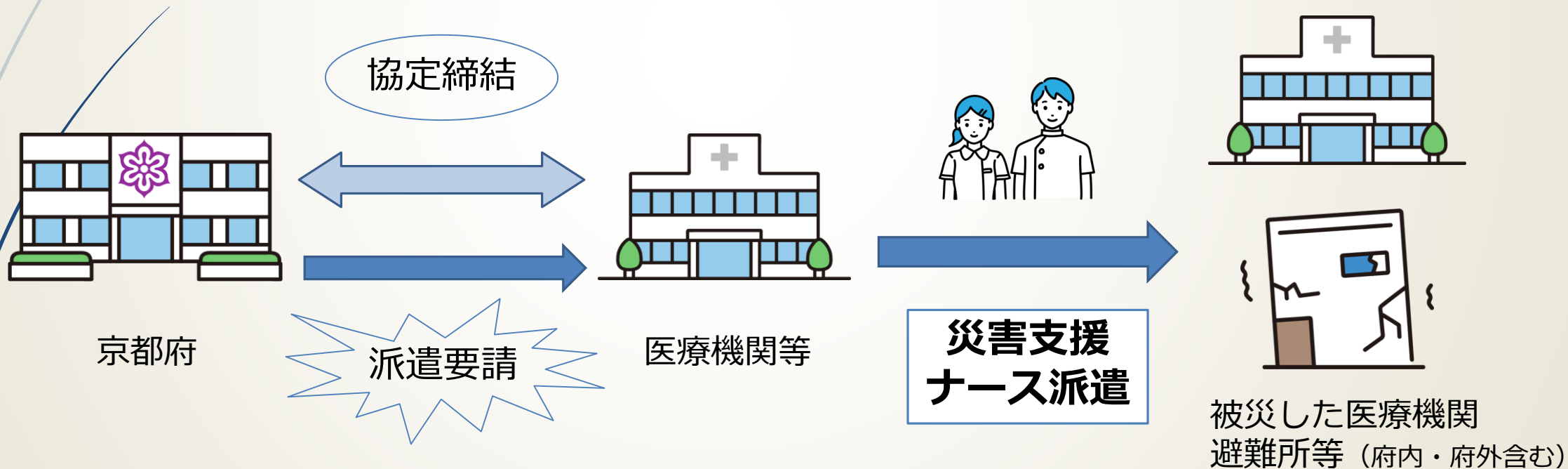


新制度（令和6年4月から）の災害支援ナースの派遣協定

※新・災害支援ナース

○ これまでは京都府看護協会が災害支援ナースに直接派遣を要請していたが、令和6年4月以降は、京都府が災害支援ナースが所属する医療機関等と締結した協定をもとに、府が医療機関に対し派遣を要請する。

※なお、派遣調整業務は都道府県看護協会に委託することができるため、検討中



災害支援ナースのまとめ

	前制度（令和6年3月まで） （旧・災害支援ナース：名）	新制度（令和6年4月以降） （新・災害支援ナース：令和6年度から 名稼働予定）
法的根拠	なし	医療法
身分や保証	ボランティア（法的根拠なし）	災害・感染症医療業務従事者（医療法に規定）
手当等	法的根拠なし	災害救助法及び感染症法※により支弁 ※感染症法に基づき医療措置協定の締結が必要です。
活動内容	災害支援看護業務	災害支援看護業務 新興感染症支援看護業務
派遣要請の流れ	京都府看護協会が災害支援ナースに直接派遣を要請	京都府が、災害支援ナースが所属する医療機関等※との協定をもとに、医療機関等に対し派遣を要請 ※災害支援ナースが所属する施設（災害拠点病院をはじめとし、診療所や訪問介護ステーション等も含む府内すべての施設が対象）



京都府災害支援ナースの 派遣に関する協定書について

根拠法令

改正医療法第30条の12の6第1項（第4号）に基づき、派遣に関する内容を盛り込んだ協定書を作成。（業務内容、費用、協定の有効期間 等）

◎感染症等改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）

第三十条の十二の六 都道府県知事は、第三十条の四第二項第五号ロ又はハに掲げる医療の確保に必要な事業（以下この節において「災害・感染症医療確保事業」という。）を実施するため、あらかじめ、病院又は診療所の管理者と協議し、合意が成立したときは、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下この条及び第三十条の十二の八第一項において「協定」という。）を締結するものとする。

- 一 都道府県知事による災害・感染症医療確保事業に係る災害・感染症医療業務従事者又は災害・感染症医療業務従事者の一隊（以下この条及び第三十条の十二の八第一項において「医療隊」という。）の派遣の求め及び当該求めに係る派遣に関すること。
- 二 都道府県知事の派遣の求めに応じ、他の都道府県知事の実施する災害・感染症医療確保事業に係る応援を行うため、災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣を行う場合はその旨
- 三 前二号の規定により派遣する災害・感染症医療業務従事者又は医療隊が行う業務の内容
- 四 第一号又は第二号の規定による派遣に要する費用の負担の方法
- 五 協定の有効期間
- 六 協定に違反した場合の措置
- 七 その他協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

看護支援活動について

(1) 災害等発生時

- ア 被災した医療機関、社会福祉施設での看護業務支援
- イ 避難所等における健康相談、健康管理業務及び感染症予防対策
- ウ 避難所等における傷病者への対応及び医療チーム等への橋渡し
- エ 避難住民に対する戸別訪問による健康相談業務

(2) 感染症発生時

- ア 派遣先医療機関での看護業務支援
- イ 宿泊療養施設での看護業務支援
- ウ 社会福祉施設等での看護業務支援

活動場所について

<活動場所>

原則として、被災した（または支援が必要な）医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）等。

また、活動場所までは公共交通機関を利用して移動する。

活動時期・派遣期間について

①大規模自然災害発生時 の対応

<活動時期>

被災地の復旧・復興が始まる前までの看護のニーズが特に高まる急性期から亜急性期（発災後3日以降から1か月間程度）を目安

<派遣期間>

個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた3泊4日。

②新興感染症発生・まん延時の対応

<活動時期及び派遣期間>

原則として、移動期間を含めた2週間程度を目安とする。なお、必要に応じて通常業務への復帰可否を確認する期間（PCR検査実施から結果が判明するまでの期間など）を別途設け、派遣期間に含めることとする。

活動費用について

災害支援ナースの活動に際し要した費用は、災害救助法に基づき支払います。

(想定費用) 旅費・宿泊費や看護活動に要した実費

保険について


京都府は、看護支援活動中（出発地と被災地等との移動を含む。）の事故等に対応するための傷害保険に加入する。

また、災害支援ナースは、第三者に損害を与えた場合に備えて、災害等発生時の看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入することが望ましい。



京都府災害支援ナース派遣要綱及 び実施要領について

※配布した資料をご覧ください



災害支援ナース養成研修について (京都府看護協会)

今後のスケジュール

	時期	内容
1	令和6年 6月27日(木)	<ul style="list-style-type: none">●医療機関向け説明会の開催●調査票の配布 新・災害支援ナースがいる施設 ⇒協定締結の意向について 新・災害支援ナースがいない施設 ⇒看護協会実施の研修参加について
2	7月中旬	<ul style="list-style-type: none">●調査票とりまとめ●協定締結 準備開始
3	8月中予定	<ul style="list-style-type: none">●協定締結
4	9月頃	<ul style="list-style-type: none">●災害支援ナース養成研修募集開始

本日の
説明会